

## 平成 21 年度リスク評価対象物質の今後の対応について（案）

## 1 平成20年1～3月報告分

44 物質のうち、有害物ばく露作業報告のあった 24 物質の中で 20 年度に評価を終了した 13 物質を除く下記 11 物質

番号	物の名称	ばく露の状況	今後の対応
11	酸化プロピレン	作業工程に共通のリスクが認められる	健康障害防止措置の検討
18	1,4-ジクロロ-2-ブテン	作業工程に共通のリスクが認められる	健康障害防止措置の検討
24	ジメチルヒドラジン	作業工程に共通のリスクが認められる	健康障害防止措置の検討
32	1,3-プロパンスルトン	作業工程に共通のリスクが認められる	健康障害防止措置の検討
10	コバルト化合物（塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。）	高いばく露が認められたが中間報告とする	22 年度以降コバルト全体として取りまとめる
8	2-クロロ-1,3-ブタジエン	リスクは作業工程に共通ではない	適切な管理について行政指導
19	2,4-ジニトロトルエン	作業工程に共通のリスクはなくなった	適切な管理について行政指導
20	1,2-ジブロモエタン（別名 EDB）	個人ばく露測定結果が二次評価値を超える	詳細評価が必要
6	オルト-ニトロアニソール	取扱いがなく測定を中止	22 年度以降に測定
9	4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩	取扱いがなく測定を中止	22 年度以降に測定
31	フェニルヒドラジン	測定法検討未了	測定法が決定次第測定

2 平成21年1～3月報告分

20物質のうち、有害物ばく露作業報告のあった下記18物質

番号	物の名称	ばく露の状況	今後の対応
1	アクリル酸エチル	個人ばく露測定結果は二次評価値以下	適切な管理について行政指導
2	アセトアルデヒド	個人ばく露測定結果は二次評価値以下	適切な管理について行政指導
4	インジウム及びその化合物	個人ばく露測定結果が二次評価値を超える	詳細評価が必要
5	エチルベンゼン ばく露が高いおそれがあるため、詳細評価を実施すべき。	個人ばく露測定結果が二次評価値を超える	詳細評価が必要
8	コバルト及びその化合物	個人ばく露測定結果が二次評価値を超える	詳細評価が必要
9	酢酸ビニル	個人ばく露測定結果が二次評価値を超える	詳細評価が必要
6	カテコール	ばく露調査未了	22年度以降に測定
7	キシリジン	ばく露調査未了	22年度以降に測定
10	酸化チタン（IV）	ばく露調査未了	22年度以降に測定
11	1,3-ジクロロプロペン	ばく露調査未了	22年度以降に測定
12	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）	ばく露調査未了	22年度以降に測定
14	ナフタレン	ばく露調査未了	22年度以降に測定
15	ニトロベンゼン	ばく露調査未了	22年度以降に測定
16	ニトロメタン	ばく露調査未了	22年度以降に測定
17	パラ-ジクロロベンゼン	ばく露調査未了	22年度以降に測定
18	4-ビニル-1-シクロヘキセン	ばく露調査未了	22年度以降に測定
3	アンチモン及びその化合物	測定法検討未了	測定法が決定次第測定
20	ヘキサクロロエタン	有害物ばく露作業報告数少	再報告を求めている